

平成25年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成25年3月26日（火） 午後3時00分～午後4時58分
場 所 教育委員会室 （休憩 午後3時45分～午後3時51分）

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- （１）『議案第6号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- （２）『議案第7号』千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- （３）『議案第8号』千代田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- （４）『議案第9号』千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の制定

【児童・家庭支援センター】

- （１）『議案第10号』千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

【学務課】

- （１）『議案第11号』千代田区学校警備員勤務規程の廃止

【指導課】

- （１）『議案第12号』人事案件【秘密会】
- （２）『議案第13号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- （３）『議案第14号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- （４）『議案第15号』千代田区立九段中等教育学校学校教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則
- （５）『議案第16号』千代田区立九段中等教育学校学校教育職員の人事考査に関する規則の一部を改正する規則
- （６）『議案第17号』千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則
- （７）『議案第18号』千代田区立教育研究所処務規程の一部を改正する訓令
- （８）『議案第19号』学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令
- （９）『議案第20号』学校職員整理簿規程の一部を改正する訓令

【図書・文化資源課】

- （１）『議案第21号』千代田区文化財保護審議会委員の委嘱

第 2 報告

【子ども総務課】

- （１）九段中等教育学校の組織改正について

(2) 平成25年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿(案)

(3) 退職校長感謝状贈呈式及び臨時教育委員会(3月29日)

【児童・家庭支援センター】

(1) 平成24年度就学相談の結果

【指導課】

(1) 体罰の実態把握調査の結果

(2) 千代田区立教育研究所の非常勤専任所長の任命

(3) 平成24年度指導課事業評価

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 青少年モニターの調査結果について

【指導課】

(1) 東京都公立学校スクールカウンセラーの配置について

出席委員(5名)

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員(10名)

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事(子ども健康担当)	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二
図書・文化資源課長	柳 晃一

書記(2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長 | 開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可しているこ

とをご報告しておきます。

ただいまから、平成25年教育委員会第5回定例会を開催します。

本日、欠席者はございません。

今回の署名委員は、市川委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりですが、第1、議案、指導課、議案第12号、人事案件は、意思形成過程につぎ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づき、非公開といたしたいので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

それでは、非公開といたします。

この件につきましては、非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第6号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第7号』千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第8号』千代田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- (4) 『議案第9号』千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の制定

児童・家庭支援センター

- (1) 『議案第10号』千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

学務課

- (1) 『議案第11号』千代田区学校警備員勤務規程の廃止

指導課

- (2) 『議案第13号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第14号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第15号』千代田区立九段中等教育学校学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第16号』千代田区立九段中等教育学校学校教育職員の人事考査に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第17号』千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則
- (7) 『議案第18号』千代田区立教育研究所処務規程の一部を改正する訓令
- (8) 『議案第19号』学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取

扱規程の一部を改正する訓令

(9) 『議案第20号』 学校職員整理簿規程の一部を改正する訓令

図書・文化資源課

(1) 『議案第21号』 千代田区文化財保護審議会委員の委嘱

子ども総務課

(1) 九段中等教育学校の組織改正について

中川委員長

日程第1、議案に入ります。

議案は16件あります。

初めに、議事日程はお配りしてあるとおりでありますが、資料の「教育委員会内規則・訓令等の改正」にありますとおり、説明は関連する内容ごとにまとめて取り扱うことにし、議案番号順の審査とはなりませんことをご了承ください。

まず、議案第6号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、議案第10号、千代田区児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令、議案第18号、千代田区立教育研究所処務規程の一部を改正する訓令、及び議案第11号、千代田区学校警備員勤務規程の廃止の4件につきまして、子ども総務課長より説明お願いいたします。

子ども総務課長

それでは、説明に入ります前に、お詫びから入るのも、大変恐縮なのですが、前回の定例会でもご報告いたしました、かねてから懸案でありました教育委員会の中での議案につきまして、次世代育成も含めまして、全てを教育委員会の中で決するという形での規程整備を進めているとお伝えをしました。その際にもお伝えしましたが、その中でも次世代育成の分野で、保育所入所措置について、首長に対する不服申立請求が出たりなどの状況がありまして、法規担当との調整に時間がかかります。お約束したことがたがえて大変恐縮なのですが、いましばらくお時間いただきまして、かねてからの懸案事項については、また改めてご報告、ご協議させていただきたいと存じます。したがって、今日のこの規程、訓令につきましての説明は、従来どおりということで、ご了解いただきます。

それでは、説明に入ります。

議案の第6号、第10号、第18号、11号につきましては、前回の定例会におきまして協議をさせていただきました。その際に、宿題があったかに記憶しております。

まず、『議案第6号』につきましてご説明を申し上げます。

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則ということで、左側が改正後、右側が現行ということで、この中で、とりわけ第7条の「(4) 物品の購入、工事その他の契約に関する事」というのが削除されました。これはどういうことかというご質問がございました。その参考といたしまして、1枚おめくりいただきますと、横書きでございますが、「千代田区契約事務規則」というものがございまして、この契約事務規則の中で、

庁内の各課には、契約権限が、50万未満の物件、請負に関する契約は、全て課長に委任されておるということになっております。これが、大変申しわけございません、平成18年当時からそういうことになっておりましたので、現状に合わせる形で削除したとご理解いただければと思います。

続きまして、『議案第10号』児童・家庭支援センター処務規程の中の第3条の(20)、(21)につきましては、前回の説明では、療育センター、事務が増えたと間違ってお伝えをしてしまいました。ここは、従前は生活福祉課、障害者福祉の担当が行っていた事務が、今般、児童・家庭支援センターに事務が移るという意味でございまして、それが(20)「障害児通所支援に関すること」、(21)「発達障害等療育経費助成に関すること」ということでございます。前回の説明が、間違っておりましたので、訂正させていただきたいと存じます。

児童・家庭支援センター所長

私から説明します。

(20)については、従来、生活福祉課が行っていた事業を、所管を児童・家庭支援センターにするということで変更になるところです。

(21)につきましては、従来は子ども支援課で行っていた事業を、児童・家庭支援センターに所管がえをするということで、変更になる部分でございます。

子ども総務課長

大変失礼いたしました。

続きまして、議案第18号でございます。千代田区立研究所処務規程の一部の改正でございます。

こちらは、分掌事務に、1つ、追記でございます。(8)「適応指導教室に関すること」という事務が加わりました、というものでございます。

続きまして、議案第11号、教育委員会訓令でございます。千代田区学校警備員勤務規程の廃止、これは学校警備員そのものが3月末日をもって廃止となりますので、この訓令を削除するというものでございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、採決に入りたいと思います。

まず、議案第6号、議案第10号、議案第18号の3件について、一括採決させていただきます。

賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、決定することといたします。

次に、議案第11号について採決します。

賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、決定することといたします。

続きまして、『議案第7号』千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、『議案第8号』千代田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令、及び『議案第9号』千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の制定の3件について、子ども総務課長より説明お願いいたします。

子ども総務課長

こちらも前回の定例会でも若干触れましたが、今年の4月から、九段中等教育学校の組織が改正されます。その件も含めましての説明とさせていただきます。報告事項にあります九段中等教育学校の組織改正についてをまずご説明申し上げ、その後に規程の説明をさせていただいた方が理解が深まるかと思っておりますので、まず最初に、横書きの「九段中等教育学校組織改正案」という資料があるかと思っております。

九段中等教育学校の組織を、今年の4月1日から改正いたします。この表の下に書いてありますとおり、九段中等教育学校は、「教育の復権を公立から」という理念を根底に据えまして、次世代のリーダー育成を目標に、中高一貫教育の充実・発展を目指しているところがございます。そのためには、区内だけではなくて、東京都全体から九段中等教育学校に入りたいという志望者の方々を募集するという事務が、非常に多くあります。この募集業務に、公式なものだけで、年間大体50回程度、校長、副校長が、さまざまな学習塾ですとか、入学説明会とかに出向きまして、説明に行っております。また、進路説明会、あるいは区内の小学校にも出向きまして、小まめに九段中等教育学校の進学についての説明をするということで、非常にこの募集事務に労力をとられているという状況が現在ございます。それに加えて、校長、副校長は、管理職ということで、学校経営を担っていただいているのですが、どうしても事務的な分野での判断が滞る場合が往々にして出てくるところがあります。

また、九段中等教育学校、学校のスケールが6学年の学校で、教職員だけで100名以上の関係者がいます。そういう方たちの福利厚生とか、勤怠などの職員管理に類することや予算規模も3億5,000万円の予算、そのほかに私費会計という形での各種積立金の運用が2億5,000万円程度のものが、毎年毎年動いております。そうした諸々のことを、これまでは事務的なところは校長をサポートする係長級の職員がやっていたのですが、どうしても係長というのは、判断というところまでができません。自己完結的にするためには、どうしても管理職の判断、決定というところが必要だろうと。加えて、区立の中等教育学校ですから、さまざまな形で指導課と学務課との連絡調整に、専ら校長、副校長が調整に当たられることが多いです。そういう連絡調整も含めて、管理職が必要だと判断をいたしました。それで、この4月の改正で、従来の副校長、前期課程、後期課程の副校長に加えて、仮称ですけど、経営企画室という課の組織を立ち上げまして、そこに区の管理職を配置すると。その課長のもとに、管理係を配置というスタイルに変えるも

のでございます。今まとめてご説明申し上げましたのが、この横の表でございます。

組織につきましては、毎年、大体半年ぐらい前から担当から部門に問い合わせがあります。ただ、組織のことですから、決定するまでに、庁内手続、あるいは決定までに時間を要しまして、これが固まりましたのが、実は3月の中旬に、ようやくこの組織が認められたという経緯がございます。それで、直近になりましたが、こういう体制で、4月1日以降、入ります。そして、この経営企画室長は教育委員会の副参事というポジションも与えております。したがって、教育委員会の副参事が兼務という形で、中等教育学校の経営企画室に入るということでございます。4月以降の教育委員会の定例会には、九段中等教育学校の経営企画室長が1名、管理職として加えさせていただきます。そういう前提があつての規程整備とご理解いただければと思います。

それでは、議案に戻らせていただきたいと思います。

まず、議案第7号でございます。千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございますが、これは、今申し上げました九段中等教育学校の整備のために加えまして、あと、この規則に関係いたします各根拠法令にいろいろと改正がありました。その法改正によって条文が変わったところもございまして、あわせて改正しておりますので、中等教育学校の組織整備だけではないということをあらかじめ伝え申し上げます。とりわけ中等教育学校の部分が大きく変わりましたので、その部分について、もう少々ご説明させていただきます。

7ページの後ろから8ページにかけましてが、中等教育学校の項でございます。これまでは、中等教育学校の規程は、校長と事務室ということで、非常にあっさりしていたのですが、ここの部分に、それぞれ、経営企画室という組織が増えまして、さらにその室の中に管理係を置くという部分が増えました。その関係で、各条文が行ずれというんでしょうか、条項が6条ほどずれていくというものでございます。繰り返しになりますが、区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきましては、1つは九段中等教育学校の経営企画室の設置に絡む改正と、あとは、この規則全体にかかわります各根拠法令の改正に伴うところで、該当条項が変わってきたところも、あわせて改正するものでございます。

続きまして、議案第8号でございます。千代田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令でございます。

こちら、「経営企画室」という用語が出てきております。例えば、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、9条、11条と、1条以外ほとんどのところで、この九段中等教育学校に経営企画室を設置するために、その条文が変わるというものでございます。

あわせまして、この訓令にうたっております「別表第1」とあります、幼稚園、小学校及び中学校の中の規程という中に中等教育学校が入っております。

した。これを改正いたしまして、改正後は、幼稚園と小学校及び中学校、それと別立てで中等教育学校という項を起こしまして、その中に中等教育学校を事案決定事項の中で、校長と副校長、経営企画室長それぞれの事案の決定事項をまとめたものでございます。

この一式が議案の第8号でございます。

続きまして、議案の第9号でございます。

こちら、九段中等教育学校に経営企画室を設置いたします。その設置に伴いまして、新たに制定する訓令ということでございまして、これは平成25年4月1日付で、改めてこの中等教育学校の経営企画室の分掌事務について記載したところでございます。

大変雑駁ではございますが、議案の第7号、8号、9号の説明は以上でございます。

中川委員長 ありがとうございます。

それでは、この3つの議案につきまして、第7号、第8号、第9号につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

市川委員 新しく設置することになる経営企画室長というのは、教育委員会の副参事が兼務するんだということですよね。兼務するということは、両方で仕事をするということですか。

子ども総務課長 専ら中等教育学校の方の事務に当たっていただいて、委員会等の会議があるときには来てもらって、連携する、あるいは必要があれば来てもらうということで、仕事をするところは九段中等教育学校でございます。

市川委員 そうすると、実態から見たら、兼務ではないじゃないですか。違うんですか。兼務というのは、本務があつて、もう一つ違うものもやるのを兼務と言うんでしょ。違うんですか。先ほどの説明だと、教育委員会と兼務をするんだという説明でしたよね。という、どちらが本務か分かりませんが、仮に、今の説明で言うと、企画管理室長さんですか、それが本務だとすると、事務局では、兼務した場合にどういう仕事をするんですかというのが私の質問の趣旨なんです。

子ども総務課長 職務といたしましては、事務局の副参事ということでございます。事務局の中の連絡調整をやっていただくという任務もあります。事務局内部の連絡調整をやっていただくという分野での副参事で、専ら九段中等教育学校にいていただくことを想定しているところでございます。

市川委員 想定って、もう規則で決めるんだから、想定なんてばかな話はないんじゃないですか。はっきり決まらなとおかしいんじゃないですか、それは。

それと、もうはっきり言って、副参事という話は一体どこに出てくるんですか。

中川委員長 おかしいですね。

市川委員 おかしいですよ。だって、この規則の中に九段中等教育学校に経営企画室を置くと、きちんと書いてあるのに、副参事を置くというのは、一体どこに書いてあるのですか。

子ども・教育部長	役所の組織の方は、議会对応等も含めて、事務局内に副参事を設置するものです。
市 川 委 員	それはどこの区であっても、議会对応はある。僕が求めているのは、根拠を……。
子ども総務課長	失礼しました。
市 川 委 員	別に難しいことを聞いているわけではないんだけどね。だって、この新しく決まる規程では、経営企画室長を置くと書いてあるのに、兼務だというから、一体何を兼務する、兼務する場所と副参事という形で何をするんだと、どこに決まっているんだということを聞いているだけの話であって。
子ども総務課長	申し訳ございません。まず、この副参事を置ける規程でございますが、これは教育委員会の事務局処務規則の第4条の中に、事務局に担当課長及び副参事を置くことができるという、できる規程がございますので、副参事を規則の中で置くことができます。そして、この副参事の任務でございますが、また改めまして、中等教育のあり方につきまして、色々なところで議論されているところでございまして、平成25年度以降、教育研究所が中心になりますが、その連絡調整、あり方につきまして、その特命をその副参事に担ってもらいながら、そして専らの事務を経営企画室長にやってもらうというふうに考えているところでございます。
市 川 委 員	それはどこに書いてあるんですか。その副参事を置いて、調整をとるというのは、新しいことですから、新しいことを規則に書いていなければおかしいですよ。
子ども・教育部長	連絡調整の部門は、副参事の部分は経営企画室の中の業務ではないものですから、教育委員会処務規程の中に、副参事を置いて、副参事に仕事をさせることができるということなので、経営企画室の処務規程の中には入ってこないんです。九段中等学校のことに関しては、100%、その経営企画室長がやりますし、教育委員会内部組織としての連絡調整業務、これは、例えば、先ほど申しましたが、さまざまな調査、研究や検討会のそういう業務に関しては、教育委員会内の副参事として、子ども・教育部長の下の副参事として各課間の連絡調整業務を行うことになるので、本来ですと、置き方としては、いきなり経営企画室長という置き方もできるんですが、あえて今回、組織をつくるときは教育委員会でのそういう業務をやってもらおうということで、連絡調整業務が何%かということは明確にはできませんが、教育委員会の副参事として連絡調整業務も行うし、経営企画室長も行うという形で、新たに設置をさせていただきました。
市 川 委 員	素人だと思って、ばかにした説明しないでくださいよ。だって、もし置けるという規定で、どこにでも何でも置けるということではないでしょ。置く以上、きちんと置くというふうにならないとおかしいじゃないですか。もし副参事を教育委員会の事務局のここに置くというなら、それがどこに書いてあるんだと、聞いている。置けるか、置けないかというのはそれは全般的なことでしょうから、置けると決めれば置けるんでしょ。その決まったものが

どこかにないと、兼務ということはおかしいんじゃないですかということを聞いているんであって、置ける規程だから置いてあるんですよということを聞いているわけではありません。

子ども・教育部長 区の組織規則上のつくりでございますと、条例で部を制定し、規則で課を制定するんです。そのときに副参事を置くことができますとしますが、副参事の具体的な中身については、規則上改正は行いません。ただ、この副参事によどのような仕事をさせるかというのは、その規則には載りませんが、内部決裁で意思決定をして、副参事の業務ということは決めております。

市川委員 それはどこに決まっているんですか。

子ども・教育部長 これを教育委員会の中で、これからご了解を得て、4月1日に向けて内部決裁を行うということになります。

市川委員 どこに書いてあるんですか、そんなことが。今、4月1日のものをやっているんでしょ。

子ども・教育部長 当然、今、教育委員会内部でこの副参事の業務については意思決定を当然とりますけれども。

市川委員 とりますけれどもって、まだとっていないということなんですか。

子ども・教育部長 はい。今、意思決定中でございますので。

市川委員 意思決定中ってどういう意味ですか。

子ども・教育部長 組織が決まって、教育委員会事務局の内部での決裁になると思います。

市川委員 内部での決裁ですか。

子ども・教育部長 ただ、規則でうたうのは、課までなんです。処務規程の中でうたっているのは。副参事の業務を割り当てるというふうにはしていないんです。

市川委員 では、お聞きしますが、お隣に保科次世代育成担当部長がいらっしゃるんですが、保科次世代育成担当部長の業務というのは決まっていないんですか。

子ども・教育部長 次世代育成担当部は、処務規程の中で決まっています。それは、部長でしたので決めてあります。

市川委員 部長だから決まっているって。

子ども・教育部長 いや、次世代育成担当というラインとして。課までは決めてあるんです。

市川委員 副参事は決めないということなんですか。

子ども・教育部長 副参事については置くことができるとして、規則上、これは区長部局の組織もそうなんですが、組織規則の中では、副参事の業務は具体的に載っていないんです。課の中に副参事を置くことができると。その場合、特命担当とつける場合もありますし、連絡調整として置く場合もございます。

市川委員 そうしたら、仕事は何をやっているかわからないんですか。

子ども・教育部長 ですから、それは内部規則の中で決裁をとり、表に出すときは、当然副参事として何々担当ということになります。

市川委員 それは手続上はやらなくていいんですか。

子ども・教育部長 便宜をとって、意思決定をして、委員の皆様にご了解を得るということは、要らないということはある得ないんですが、ただ、規則上の処理としては、そこにはうたわないということなんです。法規上の処理はしないという

	ことです。
市 川 委 員	誰がどこにいてそういうことを決めてあるんですか。今、あなたがそういうことはしないんだということ。
子ども・教育部長	しないというよりも、慣例上やってこなかったということなんです。
市 川 委 員	元へ戻るようですけど、「経営企画室長の設置等」という項目が新しい規則にあるわけね。
	それで、これこれの仕事をしますということになるわけですよ。
	それで終わってればいいんですが、実は副参事を兼務するんですという説明だったけど、兼務するということは、他のところに仕事が何かあってやるんですか。
子ども・教育部長	連絡調整は特命事項でございますので、あらかじめ業務が決まっているものと、年度途中で突発的に、例えば教育長から特命事項としてこの業務をやってくれということも、その連絡調整には頼めると、特命担当には頼めるということがあります。あらかじめきっかりした事業であれば、規則に載せなくてはならないと思います。しかしながら、今回の連絡調整というのは、あらかじめ決まっているものがあります。おおよそこれから副参事を置きますよと、おおよそこういうものをやりますよというんですが、それ以外にも、年度途中で突発的に発生する事項等につきましては、教育長ないし部長がこの仕事をその副参事にさせることができるという意味での調整はございます。
市 川 委 員	もうわかりました。ことができるという質問を何回も尋ねるんですが、ことができるということは、規則に書かなくてもいいんだという、そういう説明なんですか。
子ども・教育部長	あらかじめ業務が明確に決まっていれば、本来なら、それを規則の中に載せるのが筋だと思います。それを副参事にするのか、担当の直接の課長にするかというのは、これはいろいろな面がどっちもあると思うんですが、今回の場合については、特命担当というのは、おおよそそういう小中学校のあり方というふうなこともやってもらうと思うんですが、連絡調整として突発的に発生する事項に対応するという業務もございます。
中川委員長	ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。何か色々なことがごっちゃになっているような気がします。九段中等学校の性質から、事務的なことがいっぱいになってしまうから経営企画室を置くということは、それはいいと思います。そして、今、高橋子ども総務課長が説明して下さった要件があるのはいいと思いますが、それが副参事という立場と一緒にいいのかどうかということが。経営企画室は経営企画室できちんとつくるべきじゃないでしょうか。というのは、九段中等教育学校は、他の学校と性質が違えることはよくわかりますが、なぜ、九段中等教育学校だけにつくらなければいけないのかということは、はっきりしません。
子ども・教育部長	中等教育学校に副参事をつくるのではなくて…
中川委員長	副参事ではなくて、経営企画室長ですよ。

子ども・教育部長	経営企画室長は、その職務内容からいって、管理職がいて、そこで意思決定をして、物事をその場で迅速に解決する必要があるという観点で議論を進めまして、今回それが正式に、経営企画室長として置くことが決定したということで、それは、本来、当初から規則でも定めております。その仕事は100%やっただくんです。一方で……
中川委員長	だから、その「一方で」というのがわからないんですよ。副参事級の方がそちらに行くということは良いかもしれないが、教育委員会との連絡調整ということは、向こうにいる方が、きちんとすれば良いわけでこちらの会議に出てくるということは別になくてもいいわけでしょ。
子ども・教育部長	それは、教育委員会内部の事務において、その者が、例えば様々な検討をするのに必要であれば、当然出てきます。それは上司の職務命令として出させて議論を、そこに加えてさまざまなことをやらせると。特に特命事項として、この業務について責任を持ってやってくれと。中等教育学校の業務以外にも責任を持ってやらせる業務が当然発生します。
中川委員長	それはどういうことなんですか。中等教育学校以外のということは。
子ども・教育部長	例えば、指導課とか含めた、さまざまな小中学校のあり方とか、少子化に向けて、中等教育学校というのは今後のクラス編成も含めて、さまざまな中で議論が必要だと。今回教育研究所も絡んで行っていくんですが、その中の、例えばトップにはならなくても、教育委員会内部の連絡調整という業務の中で、その業務を教育長が指示をして、例えば全部100%決まっているわけではないですが、ある業務が出てくれば、これも一緒にやってくれということを指示することはできる。ただし、副参事を置いていなければ、どこかの課長がやることは間違いはないんですが、あえて少し重い課題があるというなら、副参事を置いて、その連絡調整業務をさせることはできます。
市川委員	もう時間が経つので、いい加減にして、やめたいんですが、そんなことは。だって、組織に当たり前でしょ。今、説明された2つか3つの例というのは、今、担当の課長がそれぞれいらっしゃるわけじゃないですか。それが、こういう仕事が今度起きそうだから、場合によってはやらせるんだという、それだけのことなんですよ。
子ども・教育部長	そういうこともあり得るということです。
市川委員	あり得るということなんですよ。ですから、あり得るのは何だってあり得ますよね。例えば、学務課長にこの経営企画室長を兼務させることだって、やろうと思えばできるわけでしょ、あり得るわけでしょ。あり得ることなんかを説明しているんじゃないくて、決まっているのかどうなのかと聞いているんですよ。
	もう一つ、はっきりさせておきたいのは、副参事というのは、身分上の名称でもある場合がありますよね。課長という名称を使うかわりに、副参事ですよね。その身分上の名称とは違うんですね、兼務というのは。
子ども・教育部長	違います。
市川委員	だから、副参事を置くということは、これこれの仕事があつてこういうこ

教 育 長

とをするから副参事が必要だというふうにするのが、組織上の理屈ではないですか。だから、そんなことも将来考えられるからというのは、きちんとした考え方なんですか。

子ども・教育部長

あくまでも、組織上、副参事というのを事務局に置いて、その人を、派遣ではありませんが、それと似たような形で、九段中等教育学校の経営企画室に送るという感じです。

教 育 長

出先の形ですから、副参事を置けるという方法も実はあるんです。例えば外郭団体に置く場合は、本部に副参事を置いて、その身分であるんですが、今回、九段中等教育学校については、行政組織として一応認められてはいるものですから、経営企画室長というよりも教育委員会の副参事として職務をまず持っておいて、その経営企画室以外の仕事も少し柔軟にできるような体制が、副参事をつくるに当たって、教育内部で我々議論をして、あえてそういう形をとらせていただいたんです。ただ、経営企画室長一本というやり方もないわけではないんです。

子ども・教育部長

むしろ、こういう副参事というものを置かなくても、そのまま経営企画室長だけでいいということですか。

教 育 長

ということもあり得ます。

中川委員長

その辺の整理が難しいですね。

きちんと経営企画室の仕事はこうこうですからこういう人を置きますということだけにしないと。

子ども・教育部長

わかりました。大変申しわけありません。それでは、今日1日、終わった後、早急に組織担当とも詰めさせていただきまして、皆様のご意見を踏まえて、至急対応いたします。年度内にきちんとご連絡させていただきます。大変申しわけありません。

中川委員長

それともう一つ。ここに、「九段中等教育学校は、教育の復権を公立からという理念を根底に据え、次世代のリーダー育成を目標に、都立中高一貫教育校と切磋琢磨し、東京都全体として中高一貫教育の充実、発展を目指している」と書いてありますが、いつそういうことが決まったんでしょうか、九段中等教育学校のあり方として。

子ども総務課長

九段中等教育学校のあり方の中で、設置の際に、九段中等教育学校は、全部が千代田区民ではなくて、東京都からも募集しますよね。

中川委員長

ええ、そうですね。

子ども総務課長

それは、区立一本ではなくて、全都的に人を入れて……

中川委員長

それはわかっています。それはよくわかっています。しかし、千代田区で行う中高一貫校というのは、他の都立の中高一貫校とは同じにする必要はないとずっと言っていたと思います。次世代のリーダー育成はいいとしても、1人1人の個性を伸ばすということが、6年間をかけて1人1人が目的をしっかり見詰めて卒業していくというのが第一にあったと思います。この書き方だと、他の都立中高一貫校と競い合うということになってしまうと思いますが、それでよろしいんでしょうか。

子ども総務課長	将来像の中であって、九段中等教育学校の将来像の中にそういう理念を持ってつくるところで、今委員長がおっしゃった部分もちろん入っておりますが、全部が区民の方だけであれば、そういうこともありますけど。
中川委員長	そうじゃないでしょう。区民であろうが、なくても関係ないと思うんですけど。
市川委員	休憩にしませんか。
中川委員長	では、5分間休憩させていただいてよろしいでしょうか。 (休憩)
中川委員長	それでは、再開します。
子ども総務課長	まず、この資料ですが、私の思いが強過ぎたというんでしょうか、書き過ぎたというんでしょうか、競争とかそういうことではなくて、委員長のご指摘のとおり、全ての子どもたちのそういったものも踏まえて、競争とかそういうことではなくて、いい学校にしたいがために広くとるんだということでございます。お詫びいたします。
子ども・教育部長	基本は、平成14年11月の千代田区の中等教育将来像が策定されたわけですが、この中から抜粋して、組織の請求等で、実は政策担当部長と協議の中で使った文章をそのまま使ってしまったんですが、確かに委員長のご指摘のとおり、ここで競争というふうなことをあからさまに書くよりも、もう少し九段中等教育学校そのものの個性を尊重する、また学校の特色というものをここに明確にすべきだったと思います。実は参考資料としてずっとつけさせていただいたのですが、改めてもう一度、この文章については持ち帰らせていただきまして、調整させていただきます。申しわけありません。
中川委員長	わかりました。 あと、他に何か説明はありますか。
子ども・教育部長	ございません。 先ほどの件は、早速宿題でやります。この資料も訂正し、九段中等教育学校に関する3議案については、もう一度、そこも含めてご説明をさせていただきます。
中川委員長	わかりました。 それでは、議案7号、8号、9号につきましては、継続審査とさせていただきます。
指導課長	次に、『議案第13号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、『議案第14号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び『議案第19号』学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令の3件について、指導課長より説明お願いいたします。 議案第13号、14号及び19号のご説明を申し上げます。 まず、議案第13号でありますが、資料をご覧ください、まず改正の理由といたしましては、区長部局が子の看護休暇並びに短期の介護休暇等を、これまで暦年管理をしてございました。それを、年度管理に変えるという区

長部局の方針に従いまして、変更になったものでございます。

例えば、第22条の2の第2項、「子の看護休暇は、一会計年度において」という、「一の年において」が、「一会計年度」に改めたものが3カ所ほどございます。

それと、こちらはお詫びなのですが、子の看護休暇ですが、平成22年6月30日の段階で、「小学校就学の始期」の子という表記が、実は「9歳に達する」年度の子に改まっていたのですが、こちらが改正漏れという形になっておりますので、第22条の2、「子の看護休暇は、9歳に達する日以後の」というような形で、文言の修正をさせていただいているところでございます。

また、こちらもお詫びなのですが、第34条ですが、平成22年6月30日付で、区の職員の出勤簿管理、休暇申請が、電子計算組織システムに変わっていたにもかかわらず、紙帳票のままで決裁をするような内容になっていました。つまりこの電子決算組織システムを使いますという条文が特にはなかったものですから、今回改めて第34条というような形で起こしたものでございます。

第13号の裏面をご覧ください。先ほどの9歳に達する年度の子につきましては、さかのぼりまして、施行期日等の2番、「第22条の2の規定は、平成22年6月30日から適用する」という附則をつけております。よろしくお願いいたします。

続きまして、第14号でございます。こちら、区長部局に合わせるものでございます。システムのリプレイスにより、帳簿、帳票等の見直しをするに当たっての改定でございます。

具体的に申し上げますと、旧の改正前は、第2号と第3号というように、第8条で記載をされております。しかし、新しいシステムのリプレイスにより、第2号と第3号が統一されまして、第2号になりました。そこで、こちらにありますように、第2号というような形になりまして、第3号の部分が削除になり、第4号の部分が第3号となっております。また、先ほどと同様に、暦年ではなく、年度管理となっておりますので、第11条の(3)「一会計年度」に改めているものでございます。同様に、第12条は、第5号が第4号となったものでございます。

様式等が何枚かございますが、こちらはお参考に見ていただければと思います。新と旧がございます。

続きまして、第19号のご説明でございます。

こちらもお詫びなのですが、改正漏れということで、先ほどの電子計算組織システムの導入に際しての記載が、こちらにも漏れがありましたので、第4条の第4のところに、「電子計算組織によって情報処理するシステムを用いて」という条文をつけ加えたものでございます。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

中川委員長

	よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	では、こちらの3件につきまして、個別に採決したいと思います。 第13号について採決します。 賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、決定することといたします。 次に、第14号について採決します。 賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
中川委員長	それでは、決定することといたします。 次に、最後に、議案第19号について採決します。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
中川委員長	それでは、全員賛成につき決定することといたします。 続きまして、『議案第15号』千代田区立九段中等教育学校学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則、『議案第16号』千代田区立九段中等教育学校学校教育職員の人事考査に関する規則の一部を改正する規則、及び『議案第20号』学校職員整理簿規程の一部を改正する訓令の3件について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	今度は立ってお詫び申し上げます。 こちら、改正漏れ、3件でございます。 まず、第15号でございます。改正前は、「教頭の職にある」ということで、もう既に副校長職が配置されておりますので、「副校長」に改めたというものでございます。 続きまして、第16号でございます。こちら、第1条の中ぐらいにありますように、「主幹教諭」という新しい職が、記載がなかったものですから、こちらは追記をさせていただいております。 続きまして、第20号でございます。こちらが、もっとお恥ずかしいお話で、平成22年6月30日の段階で、規定の一部改正、本文の削除した内容は、「幼稚園教育職員を除く職員」ということで、学校職員から幼稚園教員は除いていたんですが、それを除かないというような形になっているものなんです。その別紙というものが、規定の中では、別表第5条関係で、別紙というものがあつたのですが、そちらに、まだ「幼稚園教育職員を除く職員」というような形で記載がございましたので、平成22年6月30日時点で削除しなければならなかったのが残っていたので、改めて削除をしたというもので、改めて立ってお詫びをします。申しわけありませんでした。
子ども・教育部長	本則は直っていたけど、別表が直っていなかったということだね。
指導課長	そういうことです。
中川委員長	気がついてよかった。

	ありがとうございました。 これについて、何かご質問、よろしいですか。 （「なし」の声あり）
中川委員長	それでは、採決に入ります。 採決は一括して行いたいと思います。 議案第15号、第16号及び議案第20号の3件について採決します。 賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
中川委員長	全員賛成につき、決定することといたします。 次に、『議案第17号』千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	第17号議案につきまして、前回もご報告、ご説明した内容に一部追加がございます。これまで小中学生を対象としていた本科学教育センターが、小学校の児童のみの対象となったという改正です。これは、平成17年度に九段中等教育学校が設立され、また、平成18年度に中学校が5校から2校へと統廃合されました。その結果、これまで担当していた理科の教員が減少し、各校から派遣すべき理科担当教員を確保することが困難となってきて、従来どおりの体制での実施体制を維持するのが難しくなったという現状があります。また、この年なんです、平成17年度末に、休業日となる土曜日または日曜日に体験活動や学力補充、学力強化のための機会として、学校週5日制への対応事業の学習面を、土曜スクール事業という新しく整理統合した事業展開をしております。土曜日や日曜日に実施する事業について、この年度で整理をされた年でございます。実質的に運営体制が困難となったことと、中学生の学力向上に力点を置き、学力パワーアップ教室事業の重点化を図るという経緯がございました。ですので、科学教育センターの中学生を対象から外し、学力向上にシフトしていった年度ということもありまして、参加する生徒数という環境もありましたが、こういった背景で、科学教育センターが中学生を対象としなかったというのが、前回説明できなかった理由でございます。今回改めてこちらの規則が改まっていなかったのもので、今回改めて改正をするというものでございます。 説明は以上です。
中川委員長	ありがとうございました。 この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 よろしいですか。 （「なし」の声あり）
中川委員長	特にないようですので、議案第17号について採決します。 賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
中川委員長	ありがとうございます。 全員賛成につき、決定することといたします。

次に、『議案第21号』千代田区文化財保護審議会委員の委嘱について、図書・文化資源課長より説明をお願いいたします。

議案第21号でございます。

先の教育委員会におきまして、平成25年度千代田区指定文化財の指定につきまして議決をいただきましたところでございますが、本日は、その文化財指定について諮問、答申をいただいております千代田区の文化財保護審議会、この文化財保護審議会委員の平成25年・26年度の委嘱につきまして、議案としてお諮りをさせていただくものでございます。

文化財保護審議会委員につきましては、千代田区の文化財保護条例におきまして、任期は2年、定員は7名以内となっております。現在7名の委員の方が就任しておりますが、この3月末をもちまして委員の任期が満了となります。所管課といたしましては、引き続き現在の委員の方に再任のお願いをさせていただきましたところ、資料にございます6名の委員の方から了解が得られました。残り1名の方につきましては再任の了解が得られておりません。これは、現在体調不良につき入院加療中ということで、本人の同意を確認できない状況となっているからでございます。このため、4月1日からということでございますので、再任の了解が得られました、資料にございます6名の委員につきまして、平成25年・26年度の委嘱をお願いするものでございます。

なお、残りの1名の委員の就任につきましては、本人の意向が確認でき次第、改めてお諮りをさせていただきたいと思っております。

ちなみに、今回再任の委員の方々のプロフィールを簡単にご紹介いたしますと、資料にもございますように、小林委員につきましては、東京国立博物館、名古屋大学教授、学習院大学教授を歴任されまして、文化財保護審議会委員発足当時から委員を委嘱させていただいているものでございます。現在、会長職をされてございます。

2番目の谷川委員でございますが、早稲田大学講師から同大学の人間科学部教授となりまして、これまでも区内の遺跡発掘調査においていろいろと指導、助言をいただいている方でございます。

3番目の初田委員でございますが、現在、副会長をされておきまして、工学院大学建築学科の教授、区の指定文化財でございます区立宮本公園、遠藤家の旧店舗・住宅母屋が指定文化財となっておりますが、この際にはいろいろご尽力をいただいたところでございます。

4番目の方の谷口委員でございますが、二松学舎大学の教授でございます。日本の地域社会における民俗文化の変容過程の研究の第一人者でございます。

5番目の吉良先生でございますが、横浜開港資料館の学芸員から日本女子大学の教授となりまして、博物館学などを担当されている委員でございます。私どもの文化財の展示につきまして、いろいろご助言をいただいております。

	最後の加藤委員でございますが、早稲田大学、千葉大学の講師をお務めになっておりまして、江戸のまちをテーマとしました研究を続けており、原胤昭旧資料の調査報告書の刊行にいろいろとご尽力をいただきました。加藤先生につきましては、昨年5月8日の教育委員会で補充委員として議決をいただいたところでございます。 簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の方、よろしくお願いいたします。
中川委員長	ありがとうございました。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	では、特にないようですので、議案第21号について採決します。 賛成の方は挙手お願いいたします。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、決定することといたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

- (1) 九段中等教育学校の組織改正について
- (2) 平成25年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿(案)
- (3) 退職校長感謝状贈呈式及び臨時教育委員会(3月29日)

児童・家庭支援センター

- (1) 平成24年度就学相談の結果

指導課

- (1) 体罰の実態把握調査の結果
- (2) 千代田区立教育研究所の非常勤専任所長の任命
- (3) 平成24年度指導課事業評価

中川委員長	それでは、日程第2、報告に入ります。 報告は7件あります。 初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。
子ども総務課長	子ども総務課から2件でございます。 1件が、平成25年度小・中・中等教育学校入学式の出席者についてであります。お手元に資料があらうかと思います。 4月8日(月)、午前10時から小学校の入学式がございます。また、同日13時から中学校の入学式がございまして、そちらの入学式に教育委員各位の皆様方にご出席いただきまして、ご挨拶を頂戴したいと考えております。 なお、学務課長と子ども・教育部長の欄が空欄になっておりますが、両名とも3月末日で定年退職予定ということでございますので、空欄ということでございます。

また、九段中等教育学校の入学式は、4月6日（土）でございまして、こちらは指導課長が、そして神田一橋中学校の通信教育課程の入学式が、少し遅くなりますが、4月14日（日）午前10時からを予定しております。こちらには中川委員長のご出席をお願いしたいと考えております。

なお、この入学予定者数は、今日現在把握しております各学校の入学予定者数でございまして、まだ変動があるということをお含みおきください。

こちらの説明は以上でございます。

続きまして、退職校長感謝状贈呈式及び臨時教育委員会についての説明でございます。

こちらも、資料を用いましてご説明申し上げます。

3月29日（金）でございまして。本年度末をもちまして、麴町小学校長の浅川校長先生といずみこども園の深澤園長先生が定年退職されます。定年退職に伴いまして、退職辞令の交付式をまず行います。その後、感謝状を中川委員長からお二方に贈呈をしていただき、加えて、記念品の贈呈は近藤委員長職務代理と市川委員からお渡ししたいと考えております。その際の式のときの立ち位置といいましょうか、配置図といいましょうか、こういう形で立っていただきたいと考えております。

なお、集合時刻は、午後12時15分に教育委員会室にお集まりください。その際に、大変簡単ですが、軽食をご用意させていただきまして、退職辞令交付式と感謝状贈呈式は12時45分からを予定してございます。

この式の終了後、13時10分から、先ほど継続審議となりましたが、議案の議決をお願いしたいのと、あと、人事案件に関してを議題とする臨時会を開く予定でございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

中川委員長

特にないようですので、次に、児童・家庭支援センター所長より報告お願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

前回口頭でご報告しました平成24年度の就学相談の結果につきまして、本日、数字を紙に記載しましたものをお配りさせていただいております。内容についてですが、まず左に就学委員会の審議の結果ということで、28名分の結果が載っております。小学生が16名で、中学生が12名です。右に、平成25年4月から就学する予定の学級について記載しております。

小学校につきましては、ほとんどの方が審議結果と同じ学級に通うようになっているんですが、1名のお子さんが、特別支援学級的と出ていたお子さんが通常学級の方に1名進学されます。それから、中学校は、特別支援学級的と出たお子さんの中の2名が通常学級の方に進学されます。それから、特別支援学校の中学部的と出たお子さんが、2名ですが、そのお子さんが特別

	支援学級の方に進まれる予定になっております。
	報告は以上です。
中川委員長	ありがとうございました。
	この件に関しまして、ご意見、ご質問お願いいたします。
古川委員	審議結果と就学先の予定が違う方なんですけど、例えば今説明がありました、特別支援学級的のうちの2名が通常学級に行かれる場合なんですけど、通常学級だと困難なことも出てくるんでしょうか。その場合こういった対応をされるんでしょうか。例えば、支援員の方がつくんでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	支援員がつくかどうかというのは、この審査の中では議論はしないんですが、学校に入られる前に、小学校からお子様の保護者の同意を得た上で、お子さんの状況等を小学校から中学校にお伝えしています。その中で、中学校の方で必要であるという判断がとられた場合には、学校から支援員が必要だということを指導課に申し出ていくということになっていきます。なので、実際にこのお子さんにつくかどうかというのは、私どもではわかりません。
指導課長	実際、就学委員会の審議結果と就学予定先が変わった場合には、学校からは、学習生活支援員あるいは特別指導教育指導員の配置を希望してくることが多いです。当然就学委員会の審議結果では、「学級的」になっておりますので、障害の状況から考えれば、学習生活支援員等については、配置の方向で進めていくことが現実でございます。ただし、特別支援教育指導員も学習生活支援員も、予算に限りがございますので、十分に対応できるかどうかというのは、トータルで見ていくと難しい状況が今来しております。来年度は4名の支援員の増加を要望し、通っているところですが、今後は、そちらのほうもニーズに合わせて増やしていく、あるいは、十分な就学委員会の審議結果を踏まえ、保護者の意向を、きちんとその子に応じた意向に変えていくような、そんなような対策だとか、そういうようなことも総合的に考えていかなければならないと判断しております。
中川委員長	ありがとうございます。
	いかがでしょうか。
古川委員	今の4名の増加が決まっているということなんですけど、この審議結果を受けて、必要とされそうなお子さんの担当の方は、その4名の中に入っていないということなんです。
指導課長	具体的に、その4名が担当になるかということまでは言及はできないのですが、就学委員会の審議結果で判定がされて通常学級に来ているという、その子の状況を考えれば、当然その子たちに優先的に配置せざるを得ないような状況です。ただ、そうなりますと、通常級で配慮、支援が必要な子どもたちへの支援が、だんだん十分ではなくなってしまうというデメリットもあるので、その子たちには重点的に配置していくと、今そういうニーズが増えてきているので、また今後も増やしていきたいなというところで

古 川 委 員	タイミングとしては、就学相談の結果を踏まえた増員ではないということですね。結果の前に決まっているということですね。
指 導 課 長	予算要望の時期というのは、かなり前になります。就学委員会の審議結果を受けた就学予定先が決まるのは、もっと後になってしまうので、ある程度の予測をしながら予算要望はしていつているつもりではあります。
中川委員長	今、指導課長が、総合的に判断しなければいけないとおっしゃったんですが、就学委員会等で決まったことと、それから学校で対応するのとの間にタイムラグが結構大きいような気がします。その辺も含めて、その総合的ということで、もう少しいろいろ柔軟であったりとか、支援員をつけるタイミングとかいうのをもう一回考えていただけるとありがたいのではないかと思います。
指 導 課 長	極めて難しい予測をしなければならない現状がございます。 子どもたちが幼稚園に在園しているとき、あるいは小学校に在籍しているとき、在籍しているときで、ある程度の数値は把握することができるのですが、そういう方向を見ながら、私どもでも、特定の、限定的に数値を増やしていく、例えば毎年度2人ずつ増やしていきますとかということではなくて、現状に応じた把握をしながら、予算に反映していきたいと思っております。
中川委員長	よろしくお願いいたします。 ほかにいかがでしょうか。 （「なし」の声あり）
指 導 課 長	続きまして、指導課から3件ほどご報告申し上げたいと思いますが、1件目、体罰の実態把握調査の結果だけ、まずご報告申し上げたいと思います。 お手元の資料をご覧ください。ステープラーどめでとめてあるものでございます。 こちらは、調査対象といたしましては、区立の小学校、中学校、中等教育学校の校長、教職員及び全児童・生徒を対象としてございます。 調査内容につきましては、教育活動における「暴力による体罰」の実態ということで、今回は部活動と部活動以外という形で調査をとらせていただいております。 調査方法につきましては、教職員等につきましては校長による聞き取り調査という形になります。児童・生徒への調査は質問紙調査、いわゆるアンケートです。アンケートによる記名式によります。しかし、学校判断で、一部無記名で実施している学校もあります。アンケート調査をし、小学校は、大体担任が回収、あるいは用意した袋に子どもが入れる。中学校も同様で、袋に入れる、あるいは机の上に伏せておいて、担任が回収するというような、そんな調査方法で行いました。この調査の中で上がってきた中から、必要に応じて関係生徒からの聞き取りを行うというものでございます。 4番の調査期間は、平成25年1月28日から3月15日までとなっていますが、調査対象は24年度の4月から、この1年間でどうでしたかということ

聞いているものでございます。

調査結果ですが、1 番の「教職員の聞き取り調査結果」でございます。

①、②は部活動以外、授業中だとか休み時間だとか、下校指導中だとかというものでございます。

①ですが、今年度、児童または生徒に暴力による体罰を行ったことがありますかという聞き取りにより、小学校の回答はなしです。中学校・中等教育学校においては、1 校がありと回答しております。

②、自分以外の教職員が体罰を行っているのを先生方は見たり聞いたりしたことがありますかという聞き取りに対しましては、小学校はなしと回答、中学校・中等教育学校におきましては、1 校がありという回答がございました。

続きまして、部活動、③、④、⑤でございます。

部活動につきましては、教員が体罰を行ったことがある、あるいは自分以外の顧問による体罰を見たことがある、あるいは外部指導員、OB等——OB等の等は上級生、先輩ですね、先輩等からの体罰を見たことがありますかということに関しましては、全てなしという回答になっております。

次に、2 番の「児童・生徒の質問紙及び聞き取り調査結果」でございます。

⑥、⑦が部活動以外、⑥の今年度、暴力による体罰を受けたことがありますかというアンケートに対しまして、小学校はなし、中学校・中等教育学校は、1 校ありと回答がありました。

⑦、自分以外の生徒が、先生から体罰を受けたのを見たことがありますかという質問に対しましては、小、中・中等教育学校ともに、なしという回答です。

部活動におきます、⑧、顧問教諭から体罰を受けたことがありますかということに関しましては、中学校・中等教育学校1 校が、ありと回答しております。

⑨、外部指導員またはOB等から体罰を受けたことがありますかという問に対しまして、1 校がありという回答をしております。

⑩、自分以外の生徒が体罰を受けたのを見たことはありますかという質問に対しましては、こちらは、なしという回答になってございます。

それで、1 枚おめくりをいただきまして、こちらが、3 月13日付で文部科学省から出されました通知でございます。この通知の内容が新聞報道等でありまして、体罰の対応の例示が載っております。

1 枚、2 枚おめくりいただきまして、3 枚目に、別紙、「学校教育報第11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」というのが載っております。こちらが、新聞報道等で出されたものです。ボールペンを投げつけるだとか、そういうようなものです。

ただし、これには前文がありまして、タイトルの下をご覧くださいますと、2 行目の真ん中より右側に、「本紙はあくまで参考として、事例を簡潔

に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知２（１）の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」というただし書きがございます。つまり、こちらで例示するものはあるんですけど、これを、単に言葉だけを捉えて体罰だと言ってはなりませんよということが書かれております。

では、その本通知、２（１）とはどういうものかといいますと、１枚おめくりいただいて、１枚目の裏面になります。記書きの下、「懲戒と体罰の区別について」というところでございます。

こちらをお読みいたしますと、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」、総合的に考え、個々の事案を考えるということで。「この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである」という記載がございます。つまり、アンケート等を行った際に、これは体罰だという主観的な判断や、あるいは児童生徒が、教員との人間関係が余りよろしくないの、これは体罰として挙げようというようなところだとか、その辺の主観的な判断で、アンケートが挙がってくることがあるんですが、それをきちんと精査をして、体罰かどうかを判断しなさいというものが、こちらの２の（１）でございます。

本区におきましても、それぞれ挙がってきた学校につきましては、教育委員会から聞き取り調査を行いまして、そのほとんどが、体罰事故というものではないと判断しております。調査では挙がっておりますが、体罰に類似した行為、体罰と思われる行為として、東京都のほうには回答してまいりたいと思っております。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、まずご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

「有」について、具体的にお願いします。

指導課長

内容でございますよね。こちらは、学校の聞き取りで、簡潔に、どんな対応かというものをお話をしたいと思いますが、先ほども文部科学省の通知にもありますように、この対応だけをもってして体罰というふうに捉えられることも想定されますので、あくまでも言葉がひとり歩きしないようにご理解をしていただいた上で、お聞きいただければと思います。

中川委員長

そうですね。

指導課長

まず、部活動以外で行われた体罰と思われるような行為なんですけど、これは授業中に子どもの頭を平手でぽんと叩いてしまったというケースがございます。こちらにつきましては、本人から聞き取りをし、互いに先生と生徒が

話し合いをして、お互いに謝罪をしたりだとか、話し合いをし、理解をしております。保護者への連絡をし、保護者からの理解も得ているものがございます。

また、部活動以外では、もう1件ございます。下校をなかなかしなかった生徒に対して、もう帰るんだよというので、ほっぺをつねったというものがございます。ただし、例示にありますように、ほっぺをつねって、ぐいっと引っ張ったというような形になってしまいますと、それは体罰と認識されますが、ほっぺをちょっとつねったというようなものでございます。

それ以外は部活動中に行われておりまして、これは部活動でテニス部なんです、テニスラケットで、こっちを向かせたいがために、頭をラケットでちゃんと、とんとんと叩いたというものがございます。こちらから事情を聞き、互いに理解をしております。

また、こちらは、顧問教諭ではなくて、外部指導員という形になるんですが、剣道部で、指導者の話を聞いてもらう際には、正座をして話を聞くというのがあります。こちらのアンケートの中に、「正座」という言葉があったので、生徒の方で、僕たちもされているというので挙げてきたというものがございます。ただし、指導員の話が長かったりだとか、そういうこともあるかと思いますので、その辺のところは、校長から、きちんとその辺のところを生徒の実態に応じた指導を心がけるようにと、校長からの指導が入っているところでございます。

それと、もう1点は、同じ剣道部なんです、竹刀で頭に、ちょっとこっち向くんだよという感じで、テニスラケットと同じなんです、竹刀でやったのが1件挙がっております。こちらから、生徒からの事情を聞き理解を得ているものでございます。

最後に、これは陸上部での指導中のことでございます。指導員は、技術的な指導をするという意味で、太ももの部分をぼんぼんと叩いた、もうちょっと上げるんだよというような意味合いだったのですが、ももを叩いた、あるいは頭をちょんちょん叩いたというのを挙げております。若干こちらは、指導員と生徒との言い分に食い違いが生じております。ですので、まだ十分な理解が得られていないので、継続的に、理解を得られるように、話し合いをしているところでございます。

以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

よろしいですか。すみません。

(「なし」の声あり)

中川委員長
指導課長

それでは、2番目をお願いいたします。

(2) 千代田区立教育研究所の非常勤専任所長の任命についてでございます。

こちらは、前回の教育委員会で、口頭でご連絡申し上げまして、このたび教育委員会資料としてまとめたものをご説明申し上げます。

まず、1番の専任所長を任命する理由でございます。こちらは、児童・生徒数の減少により、今後の中等教育のあり方が議会等でも指摘され、喫緊の課題として教育委員会としても認識しているところでございます。今後、「千代田区の中等教育の在り方」について検討を始めることとし、千代田区の地域事情や教育内容を熟知し、地域とのつながりを維持している教育研究所の教育研究専門員を中心に意見等をまとめ、一定の提言をしていく必要性があると考えております。

教育研究所だけがこちらの調査、研究をするのではなくて、所長を中心としながらも、指導課と連携しながら、教育委員会事務局と連携しながら進めていくというものでございます。そういう新たな事業展開をしていくということもありまして、専任の非常勤所長を置くというものでございます。

続きまして、2番の専任所長の候補者でございます。こちらにお名前がありますように、角田元良氏、67歳、この方は行政経験もあります。さらに、千代田区立麴町小学校の校長を、平成11年から16年まで在任しているところでおります。この間、全国の小学校の校長先生方の会であります連合小学校長会の会長も務められております。また、中央教育審議会の委員を、第3期、第4期と、2期続けて執務していたものでございます。

3番の選定理由でございますが、やはり先ほど申し上げましたように、平成11年度から16年度までの5年間、麴町小学校の校長を務めており、千代田区の特性をよく理解している方でございます。学区域外からの通学の実態や保護者の考え方等も十分理解している方、また、神田地区の状況も十分把握されている方ということで、現在の教育研究所の専門員に対しても的確に指揮、監督及び指導、助言ができる人材だと認識しております。

また、行政経験も豊かでございます。練馬区の指導室長及び多摩教育研究所長も務めてございます。教育行政に関しても精通しており、こちらの経験を生かすことができると思います。

また、先ほどの説明にもありましたように、全国連合小学校長会の会長、中教審の委員を2期務められておりますので、全国的な視野あるいは見識が高く、大所高所で課題を捉え、先を見据えた検討を取りまとめることが期待されるのではないのかなということで、角田元良氏を非常勤専任所長に任命するというものでございます。

中川委員長

ありがとうございました。
この件はよろしいですね。

(了 承)

中川委員長
指導課長

では、次、お願いいたします。

3点目でございます。平成24年度指導課事業評価でございます。

資料が、A3判のものとA4判のものがありますが、A3判のものにつきましては、細かなデータでございますので、後ほどお時間のあるときにご覧いただいて、今回は、A4判の教育委員会資料に基づきましてご説明申し上げたいと思っております。

指導課の中で実施している事業につきまして、管理職——校長、園長、副校長、副園長、それと教職員、それと保護者、3者に同じ質問をしております。

それぞれ分析をしていきますと、重要度と満足度、それぞれどうですかというような質問に対して、どちらも高い評価をいただいている事業が、まず1つ目、No.24「特色ある教育活動」でございます。こちらにつきましては、それぞれの学校・園の特色ある教育活動が、中でも外でもしっかり認められていると評価ができるかと思えます。より一層、来年度についても、出される計画を精査しながら、子どもたちにとって、より教育効果の高い事業を実施していくよう、これからも指導課としては見ていきたいなと思っております。

また、同様に、No.14からNo.18にあります「宿泊行事」及びNo.26「校外バス」でございます。宿泊行事というのは、委員ご承知のとおり、嬭恋だとか箱根、軽井沢、岩井、嬭恋のスキー教室になっております。校外バスは、遠足等でバスを各園に措置するというものでございます。

こちらを見ていただきますと、中学校の軽井沢移動教室、嬭恋スキー教室の教職員を除いては、重要度、満足度の高い事業となっております。中学校の軽井沢、嬭恋スキー教室が、教職員の満足度、重要度が低いというのは大きな課題かなと認識をしております、やはりより学校の先生方の意見等を集約しながら、よりいい事業にしていきたいと思いますと思っております。それ以外は極めて好評価でございました。

1枚おめくりをいただきまして、同様に、No.30「特別支援教育指導員・学習生活支援員」並びに「発達支援アドバイザー」についても、重要度、満足度ともに高い評価をいただいているところでございます。先ほど来のお話でもありましたように、学校は特別支援教育指導員や学習生活支援員のニーズがかなりあり、またそれが効果的に機能している、また専門的な立場からアドバイスをしていただけるアドバイザーが来てくれることによって、総合的に連携しながら、特別支援教育の充実に努めることができるというような形になっております。今後も個に応じた指導を充実していく上で、人材の有効活用が図れるように推進していきたいと思います。

続きまして、「重要度は高いが、満足度が十分でない事業」というのもございました。例えば「区非常勤講師配置」、「理科支援員」、「教育活動アシスタント」というものでございます。こちらの表は、全て管理職、教職員、保護者ともに重要度から満足度を比較したときに、かなり数値が下がっているというものですので、アンダーラインを引かせていただいております。例えば区非常勤講師の配置につきましても、管理職が3.91に対して、3.73というような形で落ち込みがあります。また、理科支援員なんかは、3.88から3.31に0.57落ちているところでございます。こちらもしっかりと学校のニーズに沿うように、事業展開をしていきたいと思っております。

次にですが、「保護者の満足度と教職員の満足度で違いのみられる事

業」、保護者は好評価しているんですが、教職員はそうでもないというものです。こちらが、「心の教育コーディネーター」、「社会体験・インターンシップ」、「情報モラル」でございます。

「心の教育コーディネーター」につきましては、保護者は3.52、重要度を持っているのに対して、教職員が3.15、あるいは満足度に対しては、3.27の満足度に対して3.05となっています。「社会体験・インターンシップ」につきましては、3を切る数値が教職員のほうから出ていると。一方、保護者については、3.66、3.49と極めて高い評価を得ているところで、ここが、満足度の違いというのが、いわゆる保護者のニーズと学校での取り組み姿勢というのに若干ずれがあるなど。これは学校に対してもきちんと指導していくべきことであり、事業の充実を図る必要性があるとい認識しております。

続きまして、もう1枚おめくりをいただいて、今後、教育課題等も踏まえて「充実を図っていく事業」ということで、「体力向上にかかわる事業」、それと「国際理解にかかわる事業」の2点ほど挙げております。

こちらは、「健康・食育・体力向上プラン」、それと「体力・運動能力調査」でございます。こちらは、満足度が若干3.5を下回る数字が多いです。ですので、もっと事業展開の工夫をしていく必要性があると思っております。

次に、「国際理解に関わる事業」でございますが、「幼児・児童国際教育」、いわゆるALTの派遣です。それと、「中学校ALT」、それと小学校に派遣しております「英語活動コーディネーター」でございます。こちらでも3.5を下回るような満足度でございますので、十分に各学校の取り組みが充実するよう、指導課といたしましても指導、助言をしていこうと考えております。若干、中学校の教職員の評価が辛目だというのが全体的な流れかなと思っております。

今回の事業評価を、単に評価をして終わりということではなくて、より充実し、改善していくような方向性で生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

指導課長

これは毎年やっているんですか。

中川委員長

毎年実施しております。

わかりました。

これに関しまして、何かご意見、ご質問ございましたら。

よろしいですか。ゆっくり見させていただいて。ということでよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 青少年モニターの調査結果について

指導課

(1) 東京都公立学校スクールカウンセラーの配置について

中川委員長	では、次、報告事項に入ります。
子ども総務課長	子ども総務課からお願いいたします。
子ども総務課長	続きまして、青少年モニターの調査結果についてということでございます。これは、昨年、一昨年と行いました区内の高校生にお願いいたしました青少年モニター、調査項目が、平成22年度におきましては高校生の放課後の居場所づくり、そして平成23年度におきましては高校生が防災の取り組みをするためにどうしたことがいいかということで、それぞれ一度調査をお願いしたのですが、その際には、調査員の高校生、絶対数で20名弱の高校生が、延べ5回にわたってワークショップをやりながら提言をまとめていただいたのですが、どうしてもこれが全ての高校生の意見かというところに対して、再度検証をかけようと思ひまして、今般、区内の公私立の全学校を対象に、改めてその意向、動向の調査をお願いいたしました。実際には、ピックアップですが、各校20名の生徒さんに調査をお願いいたしまして、回収数が273名で、回収率は71.8%でございました。こうしたアンケート、世論調査に類する中では、なかなか高位の回収率だと考えられます。 そして、その中で伺いましたのは、まず高校生たちが、区政に対する関心、どういったところに持っているかといったことについて概観を聞き、そして先ほど申し上げました高校生の居場所、放課後の居場所づくりについての意向、生活の主な過ごし方等々、そして高校生として、平成23年3月の東日本大震災を受けた後との行動、考え方についての意向を把握したものでございまして、それぞれ大きく、この区内の高校生の意向という点では数値的なデータとして把握できたと考えております。 なお、この結果を、本日報告後、区のホームページ等に記載し、さまざまなところで区政の参考にしていきたいと考えているところでございます。
中川委員長	説明は以上です。 ありがとうございました。 これに関しまして、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。 よろしいですか。 (「なし」の声あり)
中川委員長 指導課長	では、指導課からお願いいたします。 東京都公立学校スクールカウンセラーの配置についてご報告申し上げます。 平成25年度より、東京都がいじめ問題等の早期発見、早期解決を図るという意味合いを込めまして、全公立小中高校、本区で言えば中等教育学校の後期課程にスクールカウンセラーを配置するという事を事業展開することとなりました。従来、小学校には、本区独自にスクールカウンセラーを派遣していたところでございますが、東京都が週に1回、全小学校等に派遣すると

いうことを受けまして、これまでの区費のスクールカウンセラー派遣事業に加えまして、1日、学校にカウンセラーさんに来ていただくというような形になります。それで、週3日程度の派遣が可能となることによって、より相談体制が充実できるかなと思っております。

ただ、課題といたしましては、区のスクールカウンセラー派遣事業と若干重複してしまうというところがありますので、十分区の派遣事業の趣旨を、都の派遣のスクールカウンセラーに認識していただく必要があろうかと思えます。4月当初に連絡会を開きまして、共通理解を図ってまいりたいと思っております。

それと、東京都から別の人材が派遣されてしまう場合もあります。同一人物ということもあるのですが、別の人材が派遣されてくることが大半ですので、きちんと区のスクールカウンセラーの方と都のカウンセラーさんとよく連携をとるように、学校内での連携はもちろん、連絡会等で連携を図ってまいりたいと思っております。

それと、区独自の事業がメインでございますので、あくまでも都の派遣のスクールカウンセラーはプラスしてというような考え方でこれから進めてまいりたいと思えます。

以上です。

中川委員長

わかりました。

この件に関しまして、いかがでしょうか。

本当は予算だけいただいて、同じ方にやっていただく方が良いような気がするんですが。

指導課長

東京都の事業執行の仕方が、区の希望に沿う形で実施、執行していただければそれにこしたことはなかったのですが、今回は東京都から人の派遣という形で来ましたので、残念ながら、そういったような形にはならなかったものでございます。

中川委員長

ありがとうございました。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、ご意見、ご質問等がありましたら。

今、指導課長からご報告がありましたので、あと、教育委員から何かありましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

わかりました。

それでは、先ほど日程の最後にしました第1議案、指導課、議案第12号、人事案件の議事に入りたいと思いますので、ここからは非公開となりましたので、関係者以外のご退席をお願いしたいと思います。

休憩午後4時52分

— 再開 —

(以降、秘密会は、人事案件につき、記録せず)

— 閉会 —